

1. 件名：高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに関する関西電力株式会社からの文書の提出に関する面談
2. 日時：令和3年4月22日（木） 14：30～14：50
3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課 森下課長、関口係長
関西電力株式会社 東京支社技術グループチーフマネージャー、他1名
5. 要旨：
 - 事業者から、「高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について」（資料1）に従って説明があった。
 - 原子力規制庁から、当該特重施設等の使用前検査合格後の対応について質問したところ、事業者から、「40年超運転については、地元の理解に努めており、現時点で発電所の再稼働について言及できる状況ではない。」との回答があった。
 - 原子力規制庁から、事業者に対し、提出資料については、直近の原子力規制委員会に報告する旨伝えた。
6. 配布資料
資料1 高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

以上